

1 答 申 第 1 0 号  
令和元年10月24日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

令和元年9月26日付け1介保第1462号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部介護保険課】

#### 2 審議会の意見

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

なお、受託業者へのデータ提供に当たっては、被保険者番号を任意の番号に置き換える方法を検討する等、個人情報の安全性の確保に努めることを付言する。